

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき物流倉庫分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準（案）の制定について

1. 制定の背景

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に規定される育成就労制度において、育成就労外国人の受入れ等に係る基準については、必要に応じて分野ごとに特有の事情を考慮した追加基準を告示で定めることとされている。

今般、育成就労産業分野に物流倉庫分野が追加されたことに伴い、物流倉庫分野における育成就労の内容の基準、育成就労を行わせる体制の基準及び監理支援機関の業務の実施に関する基準を限定する必要があるため、全分野共通の基準に上乘せして定めるものとして、告示を制定することとする。

2. 告示の内容

（1）育成就労の内容の基準（第 1 条関係）

申請者が育成就労外国人を倉庫作業に従事させるものであり、かつ、倉庫業者若しくは倉庫業者から委託を受けて倉庫作業を実施する者又は一般貨物自動車運送事業者等であることとする。

（2）育成就労を行わせる体制の基準（第 2 条関係）

申請者が次のいずれにも該当していることとする。

- ① 物流倉庫分野に係る分野別協議会（以下「分野別協議会」という。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。
- ② 分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。
- ③ 国土交通大臣等が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。
- ④ 倉庫の管理に係る情報システムを利活用していること。
- ⑤ 連携機器等の継続的な利活用等により、生産性や労働安全衛生の向上を図るとともに、その状況について、分野別協議会に加入した日から起算して 1 年以内に、当該分野別協議会へ報告することとしていること。
- ⑥ 育成就労外国人からの求めに応じ、育成就労契約に係る実務経験を証明する書面（電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供することとしていること。

（3）監理支援機関の業務の実施に関する基準（第 3 条関係）

監理支援機関が次のいずれにも該当していることとする。

- ① 分野別協議会に加入していること。
- ② 分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。
- ③ 分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。
- ④ 育成就労外国人の受け入れに関し、国土交通大臣等が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 8 年 6 月

施行：出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 60 号）の施行の日（令和 9 年 4 月 1 日）